

函館市訪問型サービスA従事者養成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号ア(イ)に規定する訪問型サービスAの実施において、函館市訪問型サービスAの事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める要綱（平成29年4月1日施行）第7条第1項に規定する訪問型サービスAの事業の従事者となるために市長が定める研修（以下「養成研修」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第5項に規定する生活支援体制整備事業として実施するものとし、実施主体は函館市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の実施を社会福祉法人函館市社会福祉協議会に委託するものとする。

(対象者)

第3条 養成研修の受講対象者は、訪問型サービスAの事業に従事する意思のある者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 函館市内に住所を有する者
- (2) 市の区域内に存する、総合事業実施要綱第4条第1号アに規定する第1号訪問事業を実施する事業所に従事する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(養成研修の内容)

第4条 養成研修は、訪問型サービスAの事業の従事者として必要な知識や基礎的な技能を習得することを目的とした次に掲げる項目を内容とし、総履修時間は40時間とする。

- (1) 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方についての講義
- (2) 老人保健福祉および障害者福祉等、社会福祉制度についての講義
- (3) 老人および障害者の疾病、障害等に関する講義
- (4) 基礎的な介護技術や家事援助の方法等、訪問介護に関する講義
- (5) 医学等、関連する領域の基礎的な知識に関する講義
- (6) 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習
- (7) 家事援助の方法に関する演習
- (8) 事例の検討等に関する演習

(研修の申込み)

第5条 養成研修を受講しようとする者は、養成研修の実施前に市に申し込まなければならない。

(受講者の決定)

第6条 市は、前条の申込みを受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、受講者として決定し、その旨を通知するものとする。

(受講料)

第7条 養成研修の受講料は無料とする。ただし、演習先への交通費等の実費は、受講者が負担するものとする。

(修了証)

第8条 市長は、養成研修の全課程を修了した者（以下「修了者」という。）に対して、修了証を交付するものとする。

(修了者の情報の登録)

第9条 修了者は、次に掲げる情報を市に登録し、市は、当該情報を管理する台帳を作成するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) 養成研修修了後の就業先

(就労支援)

第10条 市は、修了者に対して、訪問型サービスA実施事業所への就労支援その他必要な研修等を実施するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度に市が実施した函館市訪問型サービスA従事者養成研修の修了者については、この要綱による養成研修の修了者とみなす。